

河内長野市社会福祉施設連絡 会における社会貢献事業

包括的支援体制の構築に向けた
社会福祉法人等との協働に関する研究会資料

社会福祉法人河内長野市社会福祉協議会

社会福祉施設連絡会の設立

- ◆設立：平成27年4月22日（水）設立総会開催
- ◆目的：社会福祉法人として地域貢献事業を行い使命を果たす。

地域の幅広いサービス・関係機関等との連携や情報の共有、地域住民への支援等、社会福祉法人としての公益的取り組みである地域貢献活動の必要性がクローズアップされてきました。複雑・多様化した生活課題が増える中で、住民が安全・安心に暮らすことのできる地域を創造していくためには、住民参加を基本として、社会福祉施設や関連する組織・団体などが一致協力することが求められています。河内長野市内において、地域住民との協働を進める上では、救護・高齢・障がい・児童など種別を越えた社会福祉施設と社会福祉協議会が連携し、それぞれの機能を活かした活動を展開することで、新たな地域コミュニティの創造およびパートナーシップの形成につながり、地域住民と共に歩む地域福祉の推進を促す専門機関としての新たな役割を創出することにより、地域に対する社会貢献に結びつける。

河内長野市社会福祉施設連絡会の主な取り組み

❖地域貢献委員会（施設連絡会）の役割と意義 H27設立

- ・なぜ必要なのか?何を目的に活動するのか? 共有

❖社会福祉施設と地域福祉活動団体との交流会 H27

- ・顔の見える関係づくり 施設の取組み紹介

❖熊本地震被災地へのボランティアバスへの協力 H28

- ・社協が行う被災地支援活動への協賛および参加協力

❖民生委員・児童委員協議会、福祉委員会活動への協力 H28~

- ・研修や活動に対する施設の場の提供

河内長野市社会福祉施設連絡会の主な取り組み

❖災害発生時等における福祉避難所等の協力に関する協定締結

H29

- ・河内長野市と社会福祉施設連絡会
- ・河内長野市と各社会福祉施設（市内**37**施設）

❖福祉避難所に関する研修会 H29

- ・熊本地震の福祉避難所の経験から学ぶ 熊本県益城町

❖河内長野市社会福祉施設連絡会リーフレットの作成配布 H29

- ・施設連絡会の地域住民への周知

河内長野市社会福祉施設連絡会の主な取り組み

❖災害ボランティアセンターへの協力 H29

- ・社協が開設した災害ボランティアセンターへの参加協力

❖台風21号による施設の被害状況の確認 H30

- ・今後の災害時の連携協力体制の構築検討

❖地域貢献活動に対するアンケートの実施 H30

- ・各施設でどのような地域貢献が可能なのか把握と共有

❖施設のエントランスを活用したミニコンサートの開催 H30

- ・地域住民を招いてコンサートによる交流、外出支援

河内長野市社会福祉施設連絡会の主な取り組み

❖災害時の地域支援（モデル事業の実施） R1

- ・避難行動要支援者の現状把握、安否確認、避難所への誘導

❖福祉教育への協力 R1

- ・地域での介護講座の開催、車いす体験学習への支援

❖保育園による高齢者との世代間交流 R1

- ・保育園に高齢者を招いてサロンの開催

❖地域住民への移動支援 R1

- ・施設の送迎車両を活用した買物支援

河内長野市社会福祉施設連絡会の主な取り組み

❖福祉避難所に関する訪問調査の実施 R1

- ・災害発生時、各施設が福祉避難所として対応できるのか？

❖河内長野市総合計画、第4次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画策定に参画 R1

- ・地域ワークショップへの参加

❖福祉避難所とは R2

- ・改めて福祉避難所について再確認を行う。
- ・施設担当者の不安を解消する。

令和2年度重点目標

(1) 地域への貢献活動と地域の生活・福祉課題への取り組み

- ①研修会等への講師派遣
- ②施設の見学・場の提供、体験学習、福祉教育、備品等の貸出し等
- ③地域の移動支援への協力
- ④社協および地域福祉活動団体との連携・協力

(2) 地域福祉活動団体および地域住民に向けた広報・PR活動の強化

- ①連絡会パンフレット、マップを活用したPR活動

(3) 災害に対する取り組み

- ①行政が取り組んでいる災害時の福祉避難所に関する協定の締結促進と平時の備え等について、市危機管理課と連携し取り組む。
- ②避難行動要支援者への支援体制の構築
- ③災害が発生した際の支援

(4) オール大阪の社会福祉法人による社会貢献事業（大阪しあわせネットワーク）との連携協力

(5) 総会および幹事会、実務担当者会議の開催

(6) 施設間の情報交換・交流等施設間ネットワークの促進

- ①領域を越えた相互の情報交換、交流活動等

(7) 研修会および交流会の実施

- ①理事長・施設長等管理職対象の研修会を実施する。
- ②社会福祉施設共通の課題や従事者のスキル向上のための研修会を実施する。